

○青少年海外派遣事業助成金運用方針

(まち未来推進課地域創造係担当)

1. 助成対象事業

ア. 深川国際交流協会が主催するカナダ・アボツフォード市への青少年海外派遣事業に限定する。

2. 助成対象者

ア. 対象者は、本市に住所を有する中学生及び高校生又は市外から市内公立高等学校に通学する高校生（以下「中・高生」という）を持つ保護者と、国際交流協会会員であり満20歳以上の者とする。なお、派遣者は、中・高生5名以内と引率者1名とする。

イ. 本事業で過去に助成金の交付を受けている者は対象外とする。ただし、青少年海外派遣の兄弟姉妹を持つ保護者及び市長が特に認めた場合は、この限りでない。

ウ. 対象者の選考にあたっては、中・高生の海外派遣に対する意欲、協調性、校内・校外での活動歴などを重視して判定する。また、引率者については、英会話力やリーダー性、国際交流活動歴などを重視して判定する。

エ. 派遣後、深川国際交流協会の会員に加入できる中・高生とする。

オ. 助成金については、一括して深川国際交流協会へ支払うこととする。

3. 事業対象経費

ア. 対象経費は、渡航経費（航空賃・船賃・鉄道賃・車賃）、滞在費（宿泊費・食費）、実習研修費（教材購入費・受講料・指導料など）及び事業実施に必要なその他の経費とする。

イ. 事前研修等における交通費及び滞在費について、市職員の旅費支給条例により算定した額を超える場合には、超過した額について対象外とする。

4. 助成金額

ア. 中・高生の場合は、研修費用の3分の2以内、30万円を限度に助成する。

イ. 引率者の場合は、派遣期間中における中・高生の引率、指導的役割を要することから、研修費用の全額及びその他の派遣経費を加えた額を助成する。ただし、研修費用は1人あたり45万円を限度とする。

ウ. 助成金額は、1千円未満は切捨てて算出する。

5. 公募期間満了前派遣決定について

ア. 公募期間中において、その期間が満了する以前に実施する事業への助成申請がなされた時は、事業内容が対象事業として認められかつ諸般の事由により公募期間満了前に決定することが止むを得ないと認められる時は、他に先んじて派遣を決定することができる。

イ. 前項アについて、公募期間満了前に実施する事業申請を受理した時点で、既に派遣予定者枠を超えて申請がなされている場合は、その当該時点における全ての申請事業の内容等を基準に優先順位を判断して公募期間満了前派遣を決定するものとする。

6. 事業報告

ア. 参加者それぞれの研修報告書を提出すること（形式、字数等は任意）。
また、事業の内容が分かる写真を4～5枚程度提出すること。

イ. 事業の実施に要した経費の領収書は、求められた場合に提出できるよう保管しておくこと。